

## ＜問題1＞

以下のキャッチオール規制に関する事例について、法的に正しい説明の組み合わせを1つ選びなさい。

- 輸出者 : 東京の貿易会社X、社員20名
- 引合主 : パキスタンのメーカーY（外国ユーザーリストには掲載されていない。需要者でもある。）
- 仕向地 : パキスタン
- 引合貨物 : 輸出令別表第1の16の項に該当する宇宙用太陽電池パネル
- その他の前提 : ①メーカーYの担当者からは、モンスーンなどの気象観測をする人工衛星用に当該宇宙用太陽電池パネルを使用すると英文でメールがあった。
- ②貿易会社Xの営業担当者Aは、メーカーYとは初取引だったので、信用情報等を外国の信用調査機関3社から入手していたが、英文の資料αには、問題になる記事はなかった。ただ、現地のウルドゥー語の資料βには、長距離弾道ミサイルの開発に関与していることを示す記事があったが、貿易会社Xでは、通常、パキスタンの企業とは、英語で取引を行っており、ウルドゥー語が読める社員は、輸出当時は一人もいなかった。輸出後、現地の顧問弁護士が監査に来た時に、当該ウルドゥー語の資料βの内容を知った。
- ③メーカーYの英文サイトには、長距離弾道ミサイルの開発に関与している記事が存在していたが、パキスタンのネット環境が悪く、貿易会社Xの営業担当者Aも輸出管理部門の担当者Bも、その記事まで辿りつけなかった。
- ④貿易会社Xの営業担当者Aは、たまたまパキスタンにある日系のレストランで、ライバル企業である日本の貿易会社Zの営業担当者Cから、「メーカーYと付き合っているようだが、あそこは、軍と関係が深く、危ないぞ。」と冷やかされた。

- A 貿易会社Xは、自主輸出管理の観点からは、ライバル企業である日本の貿易会社Zの営業担当者Cの発言は十分考慮すべきではあるものの、法的には客観要件に関する判断材料として考慮する必要はない。
- B 貿易会社Xが、外国の信用調査機関から入手したメーカーYに関するウルドゥー語の資料に長距離弾道ミサイルの開発に関与していることを示す記事があったというのであるから、メーカーYは、核兵器等開発等省令の需要者要件に該当する。
- C メーカーYの英文のサイトには、長距離弾道ミサイルの開発に関与している記事があったとしても、貿易会社Xの営業担当者Aも輸出管理部門の担当者Bも、通常取引の範囲内で見つけられなかったのであれば、この場合、メーカーYは核兵器等開発等省令の需要者要件に該当しない。
- D 当該宇宙用太陽電池パネルが搭載される人工衛星が、気象観測用であり、核兵器等開発等省令の別表第一号中の「専ら天体に関するもの」ではないので、核兵器等開発等省令の別表第一号に該当する。
- E 当該宇宙用太陽電池パネルが搭載される人工衛星が、気象観測用であっても、メーカーYの別の工場で、パキスタン軍の長距離弾道ミサイルの製造を行なっていることを輸出前に知った場合は、核兵器等開発等省令の別表第六号に該当する。

1. A・B
2. A・C
3. B・E
4. C・D
5. D・E

## <問題2>

次の記述の中で、法的に正しい説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。

- A 京都のA大学は、カリフォルニアにあるB大学との契約に基づき、相互に研究員を交換する予定である。A大学では、来月、B大学の研究員であるX氏を1年間研究員として迎える予定である。この場合、A大学は、X氏が来日から6ヶ月を超えれば、リスト規制に該当する技術であっても、役務取引許可を取得することなく提供することができる。
- B 東京にある貿易会社Aは、同社の香港支店から、外為令別表の9の項に該当するソフトα10セットの注文を受けた。貿易会社Aが、当該ソフトαを国際宅配便で香港支店Bに郵送する場合、香港支店Bは、居住者として扱われるので、役務取引許可は不要である。
- C 東京のA大学院は、各国から応募のあった留学生を選考の結果、うち3人を今秋から大学院の博士課程に受け入れる予定である。3人の留学生は、主に家畜の伝染病の研究を予定している。A大学院は、3人の留学生に対し、それぞれ来日から6ヶ月を超えれば、たとえ外為令別表の3の2の項(2)に該当するクラスⅢ安全キャビネットに係る技術の資料を提供する場合であっても、役務取引許可を取得することなく提供することができる。
- D 名古屋の電機メーカーAは、先月、パキスタンのメーカーB(外国ユーザーリストに掲載されている)が日本で設立した日本法人Cから、外為令別表の7の項に該当する半導体CADソフト3セットの注文を受けた。メーカーAは、使用目的が民生用途であることを確認したので、来週にも宅配便で日本法人Cの事務所に当該ソフトを納品する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。
- E 東京のソフトメーカーAは、今年アメリカの大学院を優秀な成績で卒業した中国人X氏を今月から正社員として採用し、リスト規制に該当する暗号プログラムの開発に従事させる予定である。ソフトメーカーAは、X氏に開発に必要な自社で保有する外為令別表の9の項に該当する技術資料を提供する予定であるが、来日から6ヶ月を超えない場合は、役務取引許可が必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題3>

以下の運用通達及び役務通達に関する下線部分の説明について、正しい説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、正しいものは3つある。

- A 運用通達には、輸出許可基準が規定されており、役務通達には、役務取引許可基準が規定されている。
- B 運用通達には、「他の貨物の主要な要素となっているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額（輸出令別表第1における項の番号の下括弧レベル毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する）が組込先又は混合先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。価額は、契約締結時の市場価格を元に判断することを基本とする。」と規定されている。
- C 運用通達には、「外国通貨をもって決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。（以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。）  
輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、輸出申告日の属する期間の換算率により行う。」と規定されている。
- D 役務通達には、「運用通達1-1（7）（イ）ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。」と規定されている。
- E 上記Dでいう「技術データ」には、プログラムも含まれる。

1. A・B
2. A・C
3. B・D
4. C・D
5. D・E

<問題4>

以下の包括許可に関する下線部分の説明について、正しい説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、正しいものは、3つある。

- A 東京の素材メーカーAは、来月初旬に一般包括輸出許可を適用して輸出令別表第1の5の項に該当する貨物を英国に輸出する予定である。メーカーAは、英国の需要者Bから、事前に戦闘機の部品製造に用いるとメールで連絡を受けていたとしても、一般包括輸出許可を適用して輸出することができるが、当該月の末締めで「一般包括輸出許可に係る実績報告書」を翌月末日までに経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）に提出しなければならない。
- B 横浜の測定機器メーカーAは、アメリカ合衆国にある日系の自動車メーカーBから輸出令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置10台の注文を受けた。輸送の関係で日本から、当該測定装置をいったんメキシコにある自社の物流子会社Cに輸出し、陸送でアメリカ合衆国にあるメーカーBに納品する場合、取得している一般包括輸出許可を適用することができる。
- C 京都の試験機器メーカーAは、近日、一般包括輸出許可の申請を行う予定である。この場合、メーカーAは、中部経済産業局に申請を行うことができる。
- D 大阪の製薬会社Aは、一般包括輸出許可の申請者名又は住所を変更する場合、一般包括輸出許可の変更手続の必要はない。
- E 東京の製鉄メーカーAは、有効期限の2ヶ月前に一般包括輸出許可の更新の申請を行う場合、既に発行された一般包括輸出許可の許可証を返還する必要はない。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題5>

以下のキャッチオール規制に関する下線部分の説明について、法的に正しい説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、正しい説明は3つある。

- A 外国ユーザーリストに掲載されている国名、地域名は、すべて非ホワイト国である。
- B 大阪の貿易会社Aは、外国ユーザーリストに掲載されているイランの企業Bからリスト規制に該当しない数値制御工作機械の引合を受けた。数値制御工作機械の懸念貨物例における懸念用途は、核兵器とミサイルであるが、企業Bの懸念区分と一致しなければ、用途は不明であっても、需要者要件に該当しない。よって、受注した場合、輸出許可は不要である。
- C 外為令別表の16の項で規制している技術は、リスト規制に該当しない貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術を規制している。専ら係る技術とは、リスト規制に該当しない貨物の設計、製造又は使用に関する専用技術をいう。
- D 福岡の貿易会社Aは、イスラエルのメーカーBより、輸出令別表第1の16の項に該当するニッケル合金の板材10トンの引合を受けた。メーカーBに用途を確認したところ、戦車の部品を製造すると連絡を受けたが、輸出時までには経済産業大臣からの通知（インフォーム）がなければ、輸出許可を取得する必要はない。
- E 京都にあるA大学のX教授は、来月、パリで行われる高速通信技術に関する国際的なシンポジウムに参加する予定である。その際、イランの大学の研究者から事前に質問を受けているので、リスト規制に該当しない技術について、口頭で説明する予定であるが、このイランの大学の研究者が、外国ユーザーリストに掲載されている大学の研究者であるとしても、キャッチオール規制に基づく、役務取引許可を取得する必要はない。

1. A・B
2. A・D
3. B・E
4. C・D
5. C・E

<問題6>

輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、下線部分が誤っている説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、誤っているものは3つある。なお、タイの洪水に伴う特例措置や移設検知機器など特別な装置等は検討しないものとする。

- A 東京のバルブメーカーAが、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブを上海にある日系のプラントメーカーに輸出する場合、輸出許可申請時に大量破壊兵器通達の別記4の1のAの(1)の需要者の誓約書が必要であるが、その際、需要者からの誓約書の誓約先は、経済産業大臣である。
- B 通常兵器通達に基づき、輸出者は、需要者から貨物の再輸出の事前同意を求められた場合、輸出者は需要者から求められた事前同意の内容が輸出令別表第3の地域(ホワイト国)を仕向地とする貨物の再輸出である場合は、迂回輸出の危険性がないので、経済産業省の事前同意を得ることは不要である。
- C 大量破壊兵器通達の誓約書は、貨物の場合、輸出令別表第1の2から4の項及び15の項に該当する貨物をホワイト国以外に輸出する場合にのみ必要である。
- D 輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、適切に遵守していない需要者等については、経済産業省が公表等を行うことがある。
- E 経済産業省は、必要に応じて輸出者等に対し、誓約書の遵守状況について、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがある。

1. A・D
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題7>

次の案件における輸出手続きに関する説明で法的に正しいものはどれか。以下の1から5までの中から、正しいものを1つ選びなさい。

- 輸出者 : 日本のA社(「バルブ(弁)」メーカー)  
 注文主 : トルコの商社(B社)  
 注文貨物 : 輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する「バルブ(弁)」(数量:80セット、価格:400万円)  
 発注回数 : 4回(各数量/価格:20セット、100万円)  
 その他の前提:イ. B社については、外国ユーザーリストなど懸念顧客リストには掲載されていない。  
 ロ. A社は、現在有効な一般包括輸出許可を取得している。

(参考)

[ 3の項 ]			
輸出令別表第1項番	仕向地		
		アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アフリカ合衆国	トルコ
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物		一般	一般
輸出令別表第1の3の項(2)8に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの		一般	特定

(注:カタールは、別記地域)

- トルコは日本の友好国であり、輸出管理上も特に問題がある国ではない。また、B社はA社と以前から取引があり、今回は4回に分けて注文を受けた(各回の輸出額は100万円)。輸出令別表第1の3の項(2)7の少額特例は、トルコを仕向地とする場合「100万円以下」であるので、同特例の適用ができる。
- 注文を受けた輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する「バルブ(弁)」は、仕向地が、トルコの場合、一般包括輸出許可が適用できるが、トルコは、ホワイト国ではないので、A社は、輸出前にB社から大量破壊兵器通達に基づく誓約書を入手する必要がある。
- A社から発注先の当該商社に問い合わせしたところ、販売予定先にイランのディーラーが含まれていることが判明した。その場合でも、一旦はトルコに輸出されるのであり、当該商社とは以前から取引のあることから、イランの需要者や用途などを確認する必要はなく、注文貨物をトルコ向けに一般包括輸出許可を適用して輸出できる。
- B社から、カタールのディーラー向けに再輸出されることが判明した。その場合、トルコの当該商社経由カタールのディーラーについて確認したところ、通常の商慣習の範囲で得た情報に基づき懸念がなければ、一般包括輸出許可が適用できる。
- A社は、注文時に、B社にメールで用途等を確認したところ、注文のあったバルブ(弁)はトルコ国内の民間企業C社が民生品のエチレンを製造するために使用することを確認することができた。  
 この場合、一般包括輸出許可の条件に適合するので同許可を適用することができる。



<問題8>

外為法等遵守事項に関して、下線部分が誤っている説明を組み合わせたものを1つ選  
びなさい。なお、誤っているものは、3つある。

- A 取引審査に関する最終判断権者は、企業の場合、営業から独立した立場で判断できる者が行うのが望ましいので、代表権を有するものに限定する。又、取引審査に関する最終判断は企業や大学等にとっては、重要なので、一部を他の者に委任することはできない。
- B 輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から一律7年間保存する。
- C 監査は、原則、すべての輸出関連部署及び関係子会社に対し、毎年実施する。その際、取り扱い製品の機微度や輸出の多寡に応じ、監査の頻度を変えないようにする。
- D すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録する。
- E 組織の基本方針として、外為法を始めとする輸出関連法規（輸出者等遵守基準並びにリスト規制及びキャッチオール規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者（輸出管理内部規程を経済産業大臣に届け出た者）の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行する。

1. A・C
2. A・D
3. B・D
4. B・E
5. D・E

## <問題9>

次の1から5までの輸出管理全般に関する説明のうち、最も適切な説明を1つ選びなさい。

1. 東京にある精密機器メーカーは、同社のインドの代理店からインドの警察の車両用に暗視カメラ30台、契約金額900万円の注文があった。当該暗視カメラの判定を行ったところ、輸出令別表第1の10の項(4)に該当することが判明(告示貨物ではない)したため、一般包括輸出許可を適用して輸出するという事で社内の承認をもらった。社外手続としては、輸出前に経済産業省へ包括許可取扱要領で定める届出を行った。
2. 大阪にある環境機器メーカーは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出する際、発注元の会社が懸念顧客リストに掲載されていないか確認したところ、外国ユーザーリストには掲載されていないが、米国の Entity List に掲載されていることが判明した。この場合、大量破壊兵器関連の活動を行っている懸念があり、核兵器等開発等省令の需要者要件に該当するので、キャッチオール規制に基づく許可申請が必要である。
3. 東京にある部品メーカーAは、アメリカ合衆国にある武器メーカーBから、リスト規制非該当のステンレス鋼材で、ある貨物の専用部分品Xの製造を頼まれた。メーカーAは、専用部分品Xは、何の貨物の専用部分品か、武器メーカーBに尋ねたが、回答はなかった。メーカーAは、専用部分品Xは、リスト規制非該当のステンレス鋼材でできており、高度な技術を必要とせず、簡単に造れるものであったので、専用部分品Xは、リスト規制非該当と判定して、輸出することにした。
4. 大阪にある通信機器メーカーAは、リスト規制に該当する次世代高速コンピュータの開発技術データXをフランスにある海外子会社Bに送り、同社の社長に技術的なコメントをもらう予定である。開発技術データXは、リスト規制該当技術であっても、何の技術データか関係者以外わからないようになっている場合は、海外子会社Bに送る際、役務取引許可は不要である。
5. 大韓民国にある電気メーカーAの営業部長Xは、先週来日し、自社で新たに開発した外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムαについて、日本のメーカー数社に営業活動を行ったが、うまくいかなかった。そのため、営業部長Xは、急遽、アメリカ合衆国にあるITメーカー数社のアポイントを取り、今週末にも日本から、当該暗号プログラムαを持って、渡米する予定である。この場合、大韓民国にある電気メーカーAは、非居住者なので、役務取引許可は不要である。

**<問題10>**

以下のうち、法的に正しい説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、すべて日本から、1契約で輸出・提供され、かつ、キャッチオール規制の要件には、該当しないものとする。

- A リビア向けに外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（3万円）を書き込んだDVDは、少額特例で輸出することができる。
- B リビア向けに外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（3万円）を書き込んだDVDは、一般包括役務取引許可を適用して輸出できる。
- C アメリカ合衆国向けに輸出令別表第1の14の項に該当する貨物は、一般包括輸出許可を適用して輸出できる。
- D フランス向けに、告示貨物ではない輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額10万円）を輸出する際、イランを経由する場合は、少額特例で輸出できない。
- E 中華人民共和国向けに、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する貨物A（価額180万円）及び貨物B（価額70万円）を輸出する予定である。貨物Aは、輸出令第4条第1項第六号の暗号特例が適用できる場合、貨物Bは、少額特例で輸出することができる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. C・E
- 5. D・E

<問題 11> 次の文を読み、設問に答えなさい。

1984年、イラン・イラク戦争の際に [(1)] 兵器が用いられていたことが発覚したことから、各国は [(1)] 兵器開発に関する輸出管理制度を整備した。しかしながら、各国の輸出管理の適用範囲や運用方法に相違があり、[(1)] 兵器開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いる恐れがあったため、供給能力を持つ各国が輸出管理政策の協調を行い、協力を強化することをオーストラリアが提案し、1985年6月に第1回会合が開催された。その後 [(2)] 兵器関連汎用品・及び技術も規制の対象とされることとなった。

オーストラリア・グループ (Australia Group : AG) は法的拘束力を持つ国際約束に基づく国際的な [(3)]。AG参加国は生物・化学兵器不拡散の目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させている。具体的には、参加国は、生物・化学兵器関連汎用品・技術に関してAGの場で合意されたリストの品目を、[(4)] を対象として、[(5)] に基づき輸出管理を実施している。

問：上記の (1) ～ (5) の空欄にあてはまる最も適切なものを選びなさい。

1. (1) 化学 (2) 生物 (3) 体制である (4) 世界中の国と地域 (5) 条約
2. (1) 生物 (2) 化学 (3) 体制ではない (4) 紛争国 (5) 国内法令
3. (1) 化学 (2) 生物 (3) 体制ではない (4) 世界中の国と地域 (5) 国内法令
4. (1) 生物 (2) 化学 (3) 体制ではない (4) 世界中の国と地域 (5) 条約
5. (1) 化学 (2) 生物 (3) 体制である (4) 紛争国 (5) 国内法令

<問題 1 2>

貿易外省令の特例について、以下の1から5までのうち、下線部分が誤っている説明を組み合わせたものを1つ選びなさい。なお、誤っているものは、3つある。

- A 据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号の規定は、少額特例で輸出した貨物であっても適用することができる。
- B リスト規制に該当するプログラムで、ソースコードがサイトで公開されているプログラムを提供する場合、ソースコードは、システムエンジニア（SE）であれば容易に改変が可能なので、外国の企業や非居住者に提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- C 市販されているプログラムは、誰でもメーカーやその代理店に問い合わせをすれば購入できるので、公知の技術である。したがって、貿易外省令第9条第2項第九号の規定により、当該市販プログラムを外国の企業や非居住者に提供する場合は、役務取引許可申請は不要である。
- D 東京のメーカーAは、リスト規制に該当する通信技術αについて、ウクライナで特許を取得している。メーカーAが、アメリカ合衆国にあるメーカーBに当該通信技術αの公開特許情報を提供する場合、役務取引許可は不要である。
- E 東京にある企業Aは、外国にある企業Bと事前に打ち合わせを行い、リスト規制に該当する技術Xを午前2時に自社のサイト（不特定多数のものがアクセスできる。）にアップした。企業Aは、企業Bが、技術Xをダウンロードしたことをログで確認すると直ちに技術Xを自社のサイトから削除した。この場合、企業Aは、不特定多数のものがアクセスできる自社のサイトに技術Xを公開しているので、貿易外省令第9条第2項第九号の規定により、役務取引許可は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題13>

包括許可制度に関する記述で、誤っている説明の組み合わせを1つ選びなさい。

- A 特定子会社包括許可制度は、100%子会社向けの制度であり、技術の適用範囲については外為令別表の5の項から13の項に限定されている。
- B ホワイト国向けの貨物の輸出（一般包括輸出許可の適用可）であっても、核兵器等の開発等に用いられる場合は、一般包括輸出許可により輸出することはできない。
- C 一般包括輸出許可を適用し、ストック販売用としてアメリカ合衆国にある企業Aに輸出した貨物が、その後、企業Aから一般包括輸出許可の適用外の仕向地に輸出されたとしても一般包括輸出許可の条件に違反したとはいえない。
- D ホワイト国向けには特定包括許可の適用はない。
- E 一般包括輸出許可を適用して、ホワイト国向けに輸出する場合、「その他の軍事用途」に「用いられるおそれがある場合」は、事後の「報告」が必要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題14>

次の表は包括許可取扱要領の別紙1における一般包括輸出許可の条件の(7)の表2である。

(表2)

	仕向地	輸出令別表第3に掲げる地域以外
[A]		届出(注3)

(注3) . . . (略) . . .

[A] 部分に記載されている文について次の中から正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合
2. 輸出される貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合
3. 核兵器等開発等省令の規定に該当する場合
4. 輸出される貨物の需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合
5. 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合

**<問題 15>**

A社の営業担当者Xが国内の得意先であるB社に対して行った一連の説明について、最も不適切なものを1つ選びなさい。

1. B社を訪問したところ、A社の製品であるレーザー発振器1台をB社の中華人民共和国にある子会社へ輸出したいという話があった。そのため、輸出令別表第1の該非判定結果を聞かれたが、A社に戻らなければはっきりしたことがわからなかった。しかし、B社では当該レーザー発振器をすでに購入済みであり、すぐに輸出したい様子であったので、詳細は後ほど回答することとして、当該レーザー発振器は輸出令別表第1の16の項に該当することは伝えた。そこで、用途等を詳しく聞いたが、大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するものではなかった。また、インフォーム要件にも該当していなかった。
2. 営業担当者XがA社に戻って確認したところ、当該レーザー発振器は輸出令別表第1の10の項(8)に該当することが判明したので、その旨B社に連絡した。また、告示貨物ではないので、総価額が100万円以下であれば少額特例が適用され輸出許可が不要となるが、当該レーザー発振器は150万円であるので、輸出許可が必要になることも説明した。
3. そして、中華人民共和国向けであっても軍事用途等でなければ一般包括輸出許可が適用できることを説明した。
4. しかし、B社では一般包括輸出許可を取得していないと言われたので、個別の輸出許可が必要となるが、安全保障貿易審査課ではなく、経済産業局又は沖縄総合事務局で輸出許可申請が行えることを説明した。
5. また、輸出許可申請にあたって、担当官の指示のない限り、需要者の誓約書を提出する必要がないことを説明した。



**<問題 16>**

輸出者等遵守基準を定める省令の第1条第二号において規定される特定重要貨物等輸出者等が遵守すべき基準として、誤っているものを1つ選びなさい。

- A 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあつては当該部門間の関係を定めるよう努めること。
- B 輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従つて監査を定期的実施するよう努めること。
- C 統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。
- D 特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう努めること。

- 1. A
- 2. B
- 3. C
- 4. D
- 5. 誤っているものはない

**<問題17>**

輸出許可申請書（輸出貿易管理規則の別表第一で定める様式）の作成及び記載要領に係る説明で正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出許可申請書（正）の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を同申請書とは分離して提出する。
- B 「取引の明細」の「買主名」の欄  
展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載する。
- C 「取引の明細」の「需要者」の欄  
需要者が未定である場合には、予想される需要者を同欄に記載する。
- D 「取引の明細」の「経由地」の欄  
貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。
- E 「取引の明細」の「商品内容明細」の「輸出貿易管理令」の欄  
輸出貨物が輸出令別表第1の1から16の項に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物ごとに記載する。

1. A・C
2. B・D
3. B・D・E
4. C・D
5. D・E

**<問題 18>**

輸出令第4条第1項第二号ホ及びへの規定に基づき、無償告示が定められている。以下のうち、無償告示が適用できない組み合わせを1つ選びなさい。

- A 本邦で使用するために輸入された貨物で、不具合による返品、修理又は異品のためのみ輸出するもの。
- B 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの。
- C 無償で持ち帰る前提で、海外の展示会へ出品するため貨物を無償で輸出するもの。
- D アメリカ合衆国へ一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する貨物であって、本人の使用に供すると認められるものすべて。
- E シンガポール向けに輸出する貯蔵容器（輸出令別表第1の3の項（2）2に該当）であって、他の貨物を運搬するために輸出し、輸出した後輸入されるもの。

- 1. A・B・C
- 2. A・C・D
- 3. B・C・D
- 4. C・D・E
- 5. A・D・E

＜問題19＞

以下のAからEまでのうち、法的に見て、正しい説明の組み合わせを1つ選びなさい。  
なお、正しい説明は、3つある。

A 東京にある貿易会社Aは、アメリカ合衆国にあるメーカーBから、リスト規制に該当しない汎用のマイコンを1,000個購入し、パキスタンのメーカーCに売却する予定である。当該マイコンは、メーカーBの香港にある倉庫から出荷され、パキスタンにあるメーカーCに直接輸出されることになっている。この場合、貿易会社Aは、メーカーCより長距離弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていたとしても、仲介貿易取引について、許可申請をする必要はない。

B 東京にある貿易会社Aは、台湾にあるメーカーBから、リスト規制に該当しない汎用のマイコンを1,000個購入し、パキスタンのメーカーCに売却する予定である。

当該マイコンは、メーカーBの大韓民国にある倉庫から出荷され、パキスタンにあるメーカーCに直接輸出されることになっている。貿易会社Aは、メーカーCより長距離弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、仲介貿易取引について、許可申請をする必要がある。

C 東京にある貿易会社Aの子会社で、香港にある海外現地法人Bは、台湾にあるメーカーCから、リスト規制に該当しない汎用のマイコンを1,000個購入し、パキスタンのメーカーDに売却する予定である。

当該マイコンは、メーカーCの中華人民共和国にある倉庫から出荷され、パキスタンにあるメーカーDに直接輸出されることになっている。この場合、海外現地法人Bは、メーカーDより長距離弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていたとしても、貿易会社Aは、仲介貿易取引について、許可申請をする必要はない。

D 東京にある貿易会社Aは、リスト規制に該当しない汎用のCADソフトαを台湾のメーカーBより、10セット購入し、イスラエルのメーカーCに売却する予定である。

当該CADソフトαは、メーカーBより、DVDに格納して、メーカーCに国際宅配便で納品されることになっている。この場合、貿易会社Aは、メーカーCより、当該CADソフトαを使って、拳銃の製造に使用すると連絡を受けていたとしても、貿易会社Aは、外国間等技術取引に基づく、許可申請をする必要はない。

E 東京にある貿易会社Aは、子会社で台湾にあるソフトメーカーBの経営が悪化したので、ソフトメーカーBより広東語の翻訳ソフト1,000セットを購入し、中華人民共和国にある家電量販店Cに売却する予定である。

当該翻訳ソフトは、ソフトメーカーBより家電量販店Cに直接納品されることになっている。この場合、貿易会社Aは、外国間等技術取引に基づく、許可申請をする必要はない。

1. A・B
2. A・C
3. B・D
4. B・E
5. D・E

## <問題20>

以下に示すメーカーXの行為が、外為法違反にあたるかどうかについて、誤っている説明の組み合わせを1つ選びなさい。なお、他法令の違反は考慮しないものとする。誤っている説明は、3つある。

- A 福岡のメーカーXは、中華人民共和国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を自社の北京にある代理店Z経由で、受注した。メーカーXは、メーカーYに便宜を図るため、輸出契約書や誓約書等は、代理店Zがすべて作成し、メーカーXは、その輸出契約書や誓約書等を使用して、輸出許可を取得した。この場合、メーカーXは、当該測定装置に関する輸出許可を取得していても、外為法違反に問われることがある。
- B 大阪のメーカーXは、台湾にあるメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置1台を受注した。メーカーXは、メーカーYより示された納期が非常にタイトだったので、当該測定装置の内容や性能について、実際の性能より、かなり低いレベルであるとして、輸出許可を取得した。この場合、メーカーXは、当該測定装置に関する輸出許可を取得しているので、外為法違反に問われることはない。
- C 名古屋のメーカーXは、インドネシアにあるメーカーYより、ミサイル製造用に輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械2台を受注した。メーカーXは、ミサイル製造用では、輸出許可が取得できないと考えて、自動車部品製造用という内容に変更して、輸出契約書や誓約書等を用意し、輸出許可を取得した。この場合、メーカーXは、当該工作機械に関する輸出許可を取得しているので、外為法違反に問われることはない。
- D 横浜のメーカーXは、シンガポールにあるメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械を自社の現地にある代理店Z経由で、受注した。メーカーXは、メーカーYより示された納期が非常にタイトだったので、輸出令別表第1の2の項ではなく、6の項に該当する工作機械として、輸出許可を取得した。この場合、メーカーXは、輸出許可を取得しているので、外為法違反に問われることはない。
- E 東京のメーカーXは、タイにあるメーカーYより、自動車部品製造用として、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械を受注した。メーカーXは、自社の輸出管理内部規程に従い、メーカーYを調べたが、特に問題はなかったため、輸出許可を取得し、輸出した。その1年後、メーカーXのあずかり知らないところで、メーカーYが、倒産し、当該工作機械が北朝鮮に転売されていたことが、判明したとしても、メーカーXは、外為法違反に問われることはない。

- 1. A・B
- 2. A・C
- 3. B・C
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題21>

大量破壊兵器通達及び通常兵器通達に基いた誓約書の誓約事項に関する当該貨物の再移転、再販売、再輸出について、輸出先から輸出者に事前同意を求めてきたものとして、輸出者が経済産業大臣の事前同意を得る必要があるケースはどれか。必要がある場合を○、不要な場合を×とする組み合わせで正しいものを選びなさい。なお、タイの洪水に伴う特例措置や移設検知機器など特別な装置等は検討しないものとする。

- A スtock販売として輸出された貨物（貨物と同時に提供されるプログラムを含む。）を当該stock販売者（輸入者）が、所有権・使用権を移転せず、stock先の同国内で数箇所の展示会に出品して、展示会終了後に当初のstock先に戻す場合、同一国内であっても再移転であり、事前同意が必要である。
- B 数年前に輸出した貨物が故障したので、当該国の顧客から修理をしてほしい、という要請があった。修理は、当社の九州にある工場で行うことにした。この場合当該国から本邦への輸出は、再輸出にあたり、事前同意は不要である。
- C 輸出先から、輸出先同国内の同業他社に貨物を転売したいとして、事前同意を求められたが、当該貨物は、現在では輸出令別表第1のリスト規制としては非該当である。この場合、非該当となった旨を経済産業省に報告し、経済産業省から再販売について事前同意を得る必要がある。
- D 輸出先の事業内容・資本関係は変化がないが、会社の名称が「○○Co., Ltd.」から「●●Co., Ltd.」に変更になった場合、貨物が別会社に再販売されるとみなされ、事前同意は必要である。

1. A○ B× C○ D×  
2. A× B× C× D○  
3. A○ B○ C○ D○  
4. A× B○ C○ D○  
5. A× B○ C× D×

＜問題 2 2＞

外為法第 2 5 条第 4 項に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引に関して、正しいものを○、誤っているものを×として、その組み合わせとしての確なもの  
を 1 つ選びなさい。

- A 外為法第 2 5 条は役務取引等に関する規定であり、その第 4 項は「(居住者は) 政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定しているが、この場合の政令は外為令であり、許可は役務取引許可である。
- B 外国相互間の貨物の移動を伴う取引は、売買のみならず、貸借又は贈与に関する取引も含まれる。
- C 政令で規定している外国相互間の貨物の移動を伴う取引は、輸出令別表第 3 に掲げる国以外の国（いわゆる非ホワイト国）相互間の輸出令別表第 1 の 1 から 1 6 の項のすべての取引が対象であり、船積地域又は仕向地のどちらか一方、又は双方がホワイト国の場合は、規制対象にならない。
- D 許可の対象となる外国相互間の貨物の移動を伴う取引であっても、輸出令別表第 1 の 5 から 1 3 まで又は 1 5 の項の中欄に掲げる貨物の場合、総価額によっては輸出令第 4 条第 1 項第五号（いわゆる「少額特例」）が適用できて、許可不要となる場合がある。
- E 許可を必要とする時点は、「売り」と「買い」の個別契約を持つ場合には、後に成立する契約より前の時点である。

- 1. A× B× C× D○ E○
- 2. A○ B○ C○ D○ E×
- 3. A× B○ C× D× E○
- 4. A○ B× C○ D× E×
- 5. A× B○ C○ D× E○

### <問題23>

米国輸出管理規則(EAR)の「規制品目リスト(CCL: Commerce Control List)」に関する記述として、正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A EARの「規制品目リスト」は、全体がカテゴリー番号「0」から「9」の10分類に分けて規定されており、更に各カテゴリーはAからEの5つの装置、ソフトウェア、技術等のような形態に分かれている。
- B EARの「規制品目リスト」には、米商務省が規制対象とする規制品目のみが記載されており、国務省、エネルギー省、原子力規制委員会等が規制している品目は記載されていない。
- C EARの「規制品目リスト」では、各カテゴリーの末尾に EAR99 という表示があるが、この EAR99 は規制品目番号(ECCN)で規制されている品目に該当しない品目に割り当てられている番号である。
- D EARの「規制品目リスト」には、許可例外LVS、GBS、CIV等の適用可否は記載されているが、許可例外STAの適用可否に関する記載はない。
- E EARの「規制品目リスト」では、規制品目番号の3桁目(左から3つ目)の数字がWAやNSG等の国際レジームの規制に由来していることを示している。例えば規制品目番号の3桁目が「2」であれば、Missile Technology reasons に基づく規制品目である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個



<問題24>

米国輸出管理規則の許可例外に関する以下の記述の中で、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 許可例外G B Sは、国家安全保障（N S）規制に該当する品目でE A RのPart 774のC C Lに適用可と記されている貨物・ソフトウェア・技術を、カントリー・グループB国群向けに輸出・再輸出する場合に適用可能な許可例外である。
- B 許可例外T S Rは、適用の可否が規制品目毎に規定されており、国家安全保障（N S）規制に該当する技術を、確約書の事前入手を前提として、カントリー・グループD：1国群(主に旧共産圏)向けに輸出・再輸出する際に適用可能な許可例外である。
- C 許可例外C I Vは、国家安全保障（N S）規制に該当する貨物・技術・ソフトウェアを、北朝鮮を除くカントリー・グループD：1国群(主に旧共産圏)の民生（非軍事）顧客向けに民生用途で、輸出・再輸出する場合に適用可能な許可例外である。また、適用の可否はE A RのPart 774のC C Lにおいて規制品目毎に規定されている。
- D 許可例外S T Aを適用して日本向けに輸出された、国家安全保障(N S)理由のみで規制されている貨物を中華人民共和国向けに再輸出する場合、規制理由がN Sのみで規制されている品目であるため、日本政府の許可を取得すれば、許可例外A P Rを適用して再輸出することができる。
- E E A RのPart 740のSupplement No.3に挙げられる35カ国に含まれているオランダの政府機関内での新製品の開発の為に、B I Sへの暗号登録・判定申請・自己判定報告をする事なく、ECCN 5E002に分類される技術情報を、許可例外E N Cを適用して日本から提供可能である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

## ＜問題25＞

米国輸出管理規則（EAR）の禁輸国及びテロ支援国に関する以下の記述の中で、正しいものを1つ選びなさい。

1. シリア向け輸出・再輸出については、EAR Part 746.9に基づき、いくつかの例外を除き、EAR規制対象のほぼ全品目がBISの許可取得要とされており、いかなる場合にも許可例外は適用できないとされている。
2. イランに対しては、米国としての包括的禁輸規制をOFAC（財務省 海外資産管理局）が所管しており、EAR及びOFACのイラン取引規則の両方の規制対象となる輸出・再輸出の場合には、OFACの許可を取得すれば改めてBISから輸出・再輸出許可を取得する必要はないとされている。
3. キューバは米国の包括的な禁輸規制対象国であり、ほとんどすべてのEAR規制対象品目を輸出・再輸出する際にBISへの許可申請が必要とされるが、マスマーケット（市販）ソフトウェアをキューバに輸出・再輸出する際には許可例外TSUが適用可能であり、BISの許可は不要である。
4. 現在もイラクは、EARのPart 746で規定される禁輸規制対象国となっているため、EAR規制対象品目を軍・軍関係ではないエンドユーザーの民生用途向けに輸出・再輸出する場合であっても、許可例外CIVは適用できない。
5. E：1国群（テロ支援国）のひとつである北朝鮮に対しては、特に厳しい規制が課されており、EAR99に分類される医薬品を日本から再輸出する際にも、BISの許可を取得する必要がある。

## <問題26>

包括許可と輸出管理内部規程に関する説明について、適切でないものを以下の中から、すべて選びなさい。なお、本問中の「細則等」とは、輸出管理内部規程（CP）の下部規程として、手続等の詳細を定めた「細則」又は「業務マニュアル」をいい、「返品制度」とは、包括許可取扱要領の3の（1）②、（2）②でいう「返送に係る輸出」及び「返送に係る技術の提供」をいう。

1. 一般包括許可を取得している者は、平成23年4月1日以降、将来、返品制度を利用しなくても、返品制度にも対応した輸出管理内部規程（CP）、又は細則等に変更し、経済産業省の安全保障貿易検査官室に提出することが法的に義務付けられている。
2. 輸出管理内部規程（CP）を経済産業省に届け出ている者は、一般包括許可を取得していなくても、平成23年4月1日以降、返品制度にも対応した輸出管理内部規程（CP）、又は細則等に変更し、経済産業省の安全保障貿易検査官室に提出することが法的に義務付けられている。
3. 一般包括許可を取得している者で、平成23年4月1日以降、将来も返品制度を利用しない場合、返品制度にも対応した輸出管理内部規程（CP）又は細則等に変更する法的な義務はない。
4. 特定子会社包括許可を取得している者で、かつ、一般包括許可を取得している者は、平成23年4月1日以降、将来、返品制度を利用しなくても、返品制度にも対応した輸出管理内部規程（CP）、又は細則等に変更し、経済産業省の安全保障貿易検査官室に提出することが法的に義務付けられている。
5. 一般包括許可を取得している者で、特別返品等包括許可も取得している者は、平成23年4月1日以降、返品制度にも対応した輸出管理内部規程（CP）又は細則等に変更し、経済産業省の安全保障貿易検査官室に提出することが法的に義務付けられている。

## ＜問題27＞

輸出令第4条第1項第三号及び第四号の規定に関する記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

1. 「許可の申請をすべき旨の通知」(インフォーム)を行う者は、経済産業大臣及び各税関長である。
2. アメリカ合衆国向けの輸出令別表第1の16の項(1)の貨物の輸出については、「許可の申請をすべき旨の通知」(インフォーム)は行えない。
3. 「客観要件」とは、「用途要件」、「需要者要件」及び「インフォーム要件」をいう。
4. 大量破壊兵器キャッチオール規制での「用途要件」とは、貨物の用途が核兵器等の開発等に加え、核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為(核燃料物質又は核原料物質の開発等その他の行為)(別表行為)のために用いられることをいう。
5. 重水の製造に関し、民間の委託で製造されることが明確な場合は、核兵器等開発等省令の別表行為に該当しない。

## <問題28>

次の1から5までのうちで輸出令第4条第1項第五号に規定する「少額特例」を適用することのみをもって輸出可能なものはどれか。すべて選びなさい。

(前提条件)

- ・各設問における貨物は貨物等省令で定める仕様のものであるとする。
- ・各設問における輸出は一契約に基づき履行されるものであるとする。
- ・輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出にあつては、いわゆるキャッチオール規制の規制要件には該当しないものとする。

1. インドを仕向地として、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する総価額が20万円の貨物(告示貨物でない)と6の項(2)に該当する総価額が90万円の貨物(告示貨物でない)を輸出する場合
2. アメリカ合衆国を仕向地として、輸出令別表第1の4の項(6)に該当する総価額が5万円の貨物と7の項(6)に該当する総価額が100万円の貨物(告示貨物でない)を輸出する場合
3. 中華人民共和国を仕向地として、輸出令別表第1の5の項(18)に該当する総価額が100万円の貨物(告示貨物でない)と同項(18)に該当する総価額が5万円の告示貨物を輸出する場合
4. アルゼンチンを仕向地として、輸出令別表第1の14の項(2)に該当する総価額が3万円の貨物と15の項(2)に該当する総価額が4万円の貨物を輸出する場合
5. オランダを仕向地として、輸出令別表第1の5の項(1)に該当する総価額80万円の貨物(告示貨物でない)と7の項(1)に該当する総価額110万円の貨物(告示貨物でない)を輸出する場合

### <問題29>

大量破壊兵器キャッチオール規制に係り外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引（技術資料の提供）であって、法的にいわゆる客観要件の確認を要するものはどれか。正しいものを3つ選びなさい。なお、下記の1及び3において被提供者が技術を受領する場所は契約上の履行地であるものとする。

1. 中華人民共和国において「アメリカ合衆国の非居住者」に提供する場合
2. ルクセンブルクにおいて「英国の非居住者」に提供する場合
3. 台湾において「ポーランドの非居住者」に提供する場合
4. ハンガリーにおいて「ロシアの非居住者」に提供する場合
5. 本邦において「ノルウェーの非居住者」に提供する場合

### <問題30>

一般包括輸出許可の条件に係る説明で正しいものはどれか。2つ選びなさい。なお、各設問における輸出は包括許可取扱要領の別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出とする。また、下記の選択肢1から4までに関しては、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣からの通知は受けていないものとする。

1. フランスを仕向地として輸出する場合であって、当該貨物が核兵器の貯蔵に用いられることとなる旨需要者から連絡を受けた場合には、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。
2. インドネシアを仕向地として輸出する場合であって、当該国の警察（核兵器等開発等省令の第二号及び第三号には該当しない）を当該貨物の需要者とし、かつ、当該貨物が防弾機能を有さない防刃衣（輸出令別表第1の1の項には該当しない）の開発に用いられることとなる旨入手した文書に記載されている場合には、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。
3. ポーランドを仕向地として輸出する場合であって、当該貨物が戦車の製造に用いられることとなる旨契約書に記載されている場合には、事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。
4. シンガポールを仕向地として輸出する場合であって、当該国の軍の附属病院（核兵器等開発等省令の第二号及び第三号には該当しない）を当該貨物の需要者とし、かつ、当該貨物が医療行為に用いられることが明らかな場合には、事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。
5. アメリカ合衆国を仕向地として輸出する場合であって、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合には、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
輸出規則	輸出貿易管理規則
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
輸出者等遵守基準	輸出者等遵守基準を定める省令
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
暗号特例告示	輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合



使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
技術仲介おそれ告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
大量破壊兵器通達	大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について
核兵器等補完規制通達	大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）
通常兵器補完規制通達	通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）
通常兵器通達	通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について
添付書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）
包括許可要領	包括許可取扱要領
包括許可運用	包括許可について（運用のための輸出注意事項）
包括許可手続	包括許可の手続等について（お知らせ）
事前相談手続	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）

大臣通達	<p>「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。</p> <p>平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という大臣通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。</p>
リスト規制	輸出令別表第1の1から15の項、外為令別表の1から15の項で規制されている貨物及び技術をいう。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。

	リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。 例：通常兵器補完的輸出規制
明らかガイドライン	『輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン』 のこと。
懸念貨物例	「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」のこと。リスト規制対象品以外の貨物の中で、特に大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれの強い貨物として40品目がある。
ホワイト国	輸出令別表第3に掲げる地域をいう。
核兵器等	核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものをいう。
開発等	開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

**平成23年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験**

**( STC Expert / STC Legal Expert )**

**試験問題 (法令編)**

# 【扱一式】

# 【選択式】